

# 新プランにおける施策について

平成26年10月10日



## 【目次】

1 新プランにおける法律上の位置づけについて	・・・・・・・・・・	1~2
2 新プランのイメージ図	・・・・・・・・・・	3
3 新プランにおける他計画との関係について	・・・・・・・・・・	4
4 新プランの構成	・・・・・・・・・・	5
5 新プランにおける施策の体系について	・・・・・・・・・・	6
6 新プランにおける主な掲載事業について	・・・・・・・・・・	7~12
7 新プランにおける掲載事業数について	・・・・・・・・・・	13

# 1 新プランの法律上の位置づけについて

- ・平成24年8月、子ども・子育て支援法が成立し、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされた
- ・一方、平成26年4月、次世代育成支援対策推進法の平成27年度からの10年間の延長が決定し、市町村は市町村行動計画を策定することができることとされた

	市町村子ども・子育て支援事業計画	市町村行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
計画期間	平成27～31年度	平成27～31年度(前期)
策定義務	策定義務づけ	策定は任意
法の趣旨	質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供を主眼に、施設・事業の需給計画や、子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する施策等について、自治体に事業計画の策定を義務付けるもの。	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、事業主に対する行動計画策定の義務付け等や企業に対する認定制度を設けるもの。
掲載内容	<p>〈必須記載〉</p> <p>(1)区域設定</p> <p>(2)幼児期に教育・保育の量の見込・確保方策</p> <p>(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込・確保方策</p> <p>(4)認定こども園の普及、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の推進方策</p> <p>〈任意記載〉※大都市特例事務は必須</p> <p>(1)産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保</p> <p>(2)子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する施策</p> <p>(3)労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p>	<p>〈取組が望まれる施策〉</p> <p>(1)地域における子育ての支援</p> <p>(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>(3)子どもの心身の健やかな成長に資する育成支援や教育環境の整備</p> <p>(4)子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>(5)職業生活と家庭生活との両立の推進等</p> <p>(6)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進</p> <p>(7)子ども等の安全の確保</p> <p>(8)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>※現時点の策定指針案によるもので、変更の可能性あり</p>

# 1 新プランの法律上の位置づけについて(続き)

## ○本市の対応

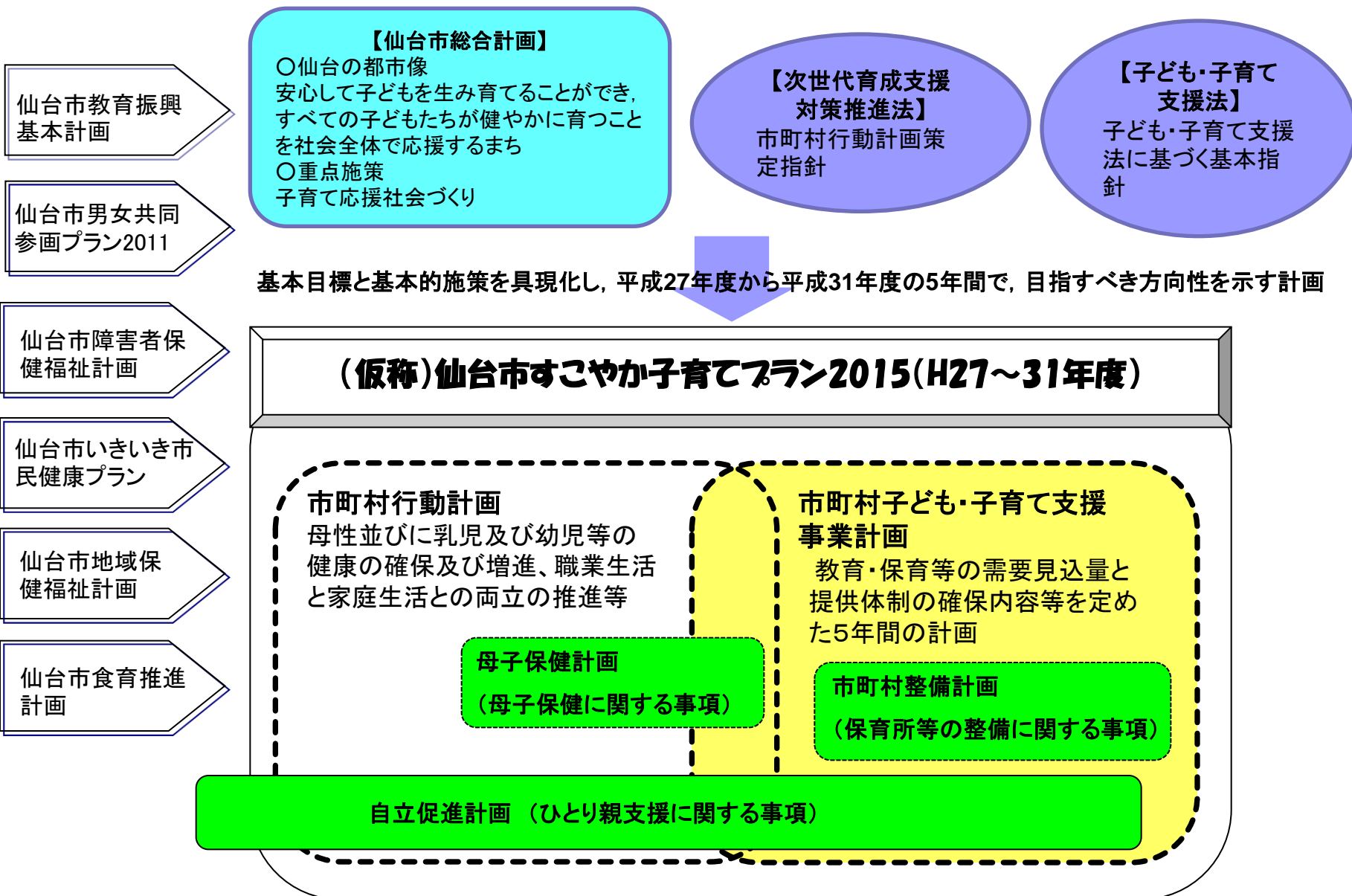
新プランを策定するにあたり

- ①現在の「仙台市すこやか子育てプラン2010」が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付けられている
- ②仕事と子育ての両立に向けた環境整備をはじめとする、同法が扱う課題に対して引き続き取り組む必要がある
- ③市町村子ども・子育て支援事業計画と市町村行動計画の双方を策定する場合は、一体のものとして策定することができる



上記の①～③の理由により、新プランを子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の2つの計画を一体化した計画として策定することとする。

## 2 新プランのイメージ図



### 3 新プランにおける他計画との関係について

#### ○子ども・子育てに関する個別計画との関係

- ・母子保健に関する計画である母子保健計画、保育所等の整備に関する計画である市町村整備計画については、市町村子ども・子育て支援事業計画または市町村行動計画における内容と重複するため、新プランに包含する
- ・ひとり親家庭等に関する計画である自立促進計画については、子ども・子育てに関する分野のみ新プランに包含する

計画名	根拠	計画の趣旨	現プランでの位置づけ	新プランでの位置づけ
母子保健計画	平成8年5月1日付 児母第20号 厚生省児童家庭局母子保健課長通知	市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図る。	プラン本文中での明確な位置づけはないが、事業としてプランの中に包含されている。	新プランに包含する。
自立促進計画	(改正後) 母子及び父子並びに寡婦福祉法12条	ひとり親家庭等をめぐる状況を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、自立を促進する方向を示す。	計画自体はプランとは別個に作成。プランには、ひとり親家庭等安心生活プラン(現在の母子家庭等自立促進計画)の推進について記載されている。	子ども・子育てに関する施策以外の分野も含まれることから、計画自体はプランとは別個に作成。子ども・子育てに関する分野のみ新プランに包含する。
市町村整備計画	(改正後) 児童福祉法56条の4の2	保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画を定める。	現行の児童福祉法第56条の8において、市町村保育計画を策定することとされており、プランの中に包含されている。(法改正に伴い、市町村整備計画に変更)	新プランに包含する。(事業計画と一体のものとして策定)

#### ○本市の他の子ども・子育てに関連する計画との関係

- ・仙台市総合計画を上位計画とし、本市の他の子ども・子育てに関連する計画との整合性を図り、計画を策定する

## 4 新プランの構成

### 新プランの構成

#### 第1部 計画の基本

→策定の経緯と趣旨、計画の位置づけ、計画期間等を記載

#### 第2部 計画の背景と視点

→子どもと子育て家庭を取り巻く現状、基本的課題等を記載

#### 第3部 基本理念・基本目標等

→計画の基本理念と基本目標、施策の体系を記載

#### 第4部 施策の展開

→個別の掲載事業を記載

#### 第5部 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

→事業計画の量の見込みと確保方策について記載

#### 参考資料

→子どもに関係する基礎データ等を掲載

## 5 新プランにおける施策の体系について

### 課題・視点

#### <課題>

- (1) 少子化への対応
- (2) 子どもの育ちの支援
- (3) 社会全体による両立支援に向けた対応
- (4) 支援を要する子ども・家庭への対応
- (5) 地域のつながりの希薄化等への対応

#### <視点>

- (1) すべての子どものすこやかな育ちの視点
- (2) 仕事と子育ての両立支援の視点
- (3) 社会全体で子育てを支える視点
- (4) 支援を必要とする子どもと家庭を支える視点

### 基本理念

未来を担う子どもたちがすこやかに育つまち仙台

### 基本目標

基本目標1  
子どもが明るく  
元気に育つ環境

- (1) 子どものすこやかな成長を守るまちづくりの推進
- (2) 子どもの多様な学び・体験の場の充実
- (3) 生きる力をはぐくむ教育の充実
- (4) 子どもの活動拠点の整備と充実
- (5) 社会的自立への支援
- (6) 支援を要する子どもへの対応

基本目標2  
安心して子育てが  
できる社会

- (1) 子どもがすこやかに生まれ育つための保健・医療の充実
- (2) 教育・保育基盤の整備と保育サービス等の充実
- (3) 幼児期の教育・保育の質の確保のための取組
- (4) 仕事と子育ての両立に向けた取組
- (5) 家庭の子育て力向上のための取組
- (6) 子育て家庭に対する支援の充実

基本目標3  
子どもと子育て  
家庭を応援する  
地域

- (1) 地域の子育て支援力の充実
- (2) 地域における子育て支援施設等の充実

### 施策体系



## 6 新プランにおける主な掲載事業について

### 基本目標1 子どもが明るく元気に育つ環境

#### <施策体系>

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| (1)子どものすこやかな成長を守るまちづくりの推進 | (4)子どもの活動拠点の整備と充実 |
| (2)子どもの多様な学び・体験の場の充実      | (5)社会的自立への支援      |
| (3)生きる力をはぐくむ教育の充実         | (6)支援を要する子どもへの対応  |

#### <主な掲載事業>

事業名	乳幼児健康診査	掲載事業番号:21、111、165、289、335
事業概要	各時期における心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や親子関係などを把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の防止にも役立てるもので、生後2か月、4～5か月児、8～9か月児の各時期1回医療機関で、1歳6か月児健診、3歳児健診、2歳6か月児歯科健診を集団健診で実施する。	
事業名	乳幼児とふれあう機会充実	掲載事業番号:28
事業概要	中学生、高校生が体験学習やボランティア活動を通じて、乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや家庭の意義を理解できるようにする。	
事業名	思春期保健の推進	掲載事業番号:52、95
事業概要	集団に対する母性保護知識の普及を行い、若年妊娠・望まない妊娠等を防止し、性感染症予防等、母性の健康の保持増進に資するため、小・中学校・高等学校に講師の派遣等を行う。	
事業名	放課後児童健全育成事業の推進	掲載事業番号:79、220、373
事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る。	

## 6 新プランにおける主な掲載事業について

### <主な掲載事業(前項の続き)>

事業名	ふれあい広場運営	掲載事業番号:101
事業概要	不登校児童・生徒及び日中居場所がない青少年が、日常的に通所できる場所として「ふれあい広場」を設置し、児童・生徒及び青少年の自立を目指した継続的な相談・支援を行う。	
事業名	妊娠等に関する相談事業(せんだい妊娠ほっとライン)(新規掲載事業)	掲載事業番号:115、162、293、339
事業概要	望まない妊娠など妊娠(妊娠の疑いがある場合を含む)により、悩みを抱える者やその家族等からの相談に、資格を持った専門相談員が、電話及び電子メールより相談に応じる。 支援として、①妊娠(妊娠の疑いのある場合を含む)に関する相談支援、②妊娠・出産・子育てに関する保健指導及び関係機関の情報提供、③関係機関との連携調整を行う。	
事業名	児童虐待に係る医療ネットワーク事業(新規掲載事業)	掲載事業番号:121、299、345
事業概要	仙台市立病院を拠点病院として医療機関同士のネットワークを推進し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向け、①病院内に児童虐待対応の組織を設置、②地域の医療機関や関係機関からの相談に対し、助言や連絡調整を行う児童虐待専門コーディネーターを配置、③地域の医療機関からの相談への助言等、④児童虐待対応能力向上のための教育研修を行う。	
事業名	小児慢性特定疾患児を抱える家族への支援(新規掲載事業)	掲載事業番号:142
事業概要	小児慢性特定疾患児を抱える家族の不安や負担感を軽減するため、家族に対する療育相談会を行うとともに、関係職員に対する研修会等を実施し、相談体制の強化を図る。	



- 多様な体験や学びの機会、活動の場の充実により、将来、社会で自立して生きていく上で必要な力を身につけることができるようにする
- 児童虐待や障害などにより、何らかの支援を必要とする子どもを支える取組を行い、すべての子どもがすこやかに成長していくことができるようにする

## 6 新プランにおける主な掲載事業について

### 基本目標2 安心して子育てができる社会

#### <施策体系>

- |                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| (1)子どもがすこやかに生まれ育つための保健・医療の充実 | (4)仕事と子育ての両立に向けた取組 |
| (2)教育・保育基盤の整備と保育サービス等の充実     | (5)家庭の子育て力向上のための取組 |
| (3)幼児期の教育・保育の質の確保のための取組      | (6)子育て家庭に対する支援の充実  |

#### <主な掲載事業>

事業名	新生児等訪問指導	掲載事業番号:110、163、227、288、334、352
事業概要	<p>妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、保健所職員及び訪問指導員(在宅の保健師、助産師)が対象者の家庭を訪問する。</p> <p>また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施することにより、スクリーニングを強化する。</p>	
事業名	認定こども園施設運営費補助(新規掲載事業)	掲載事業番号:76、176、211
事業概要	<p>幼稚園が認定こども園に移行した際に、3歳未満児を対象とした保育の実施または地域型保育事業の卒園後の連携施設としての設定をした場合に、本市独自の補助を行い、認定こども園への移行を促進し、教育・保育双方の受け入れ体制を整備する。</p>	
事業名	保育専門技術向上支援事業(スーパーバイズ事業)	掲載事業番号:198
事業概要	<p>児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細やかな保育を実施し、保護者へ適切な支援を行うため、発達臨床学等の外部専門家による巡回相談を実施し、職員の保育専門技術向上を図る。</p>	
事業名	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(新規掲載事業)	掲載事業番号:197
事業概要	<p>幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、幼保連携型認定こども園に勤務する幼稚園教諭が、保育士資格を取得するために必要な、養成施設への入学料、受講料、及び当該保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上費に対し助成を行う。</p>	

## 6 新プランにおける主な掲載事業について

### <主な掲載事業(前項の続き)>

事業名	仕事と家庭の両立支援促進(新規掲載事業)	掲載事業番号:216
事業概要	仕事と子育ての両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、セミナーやワークショップの開催など、企業等に対する啓発・普及を目的とした事業を実施する。	

事業名	子供家庭総合相談事業	掲載事業番号:114、231、292、338
事業概要	各区役所において、子供家庭総合相談窓口を設置し、子どもと家庭に係る保健サービス及び福祉サービスの総合的な相談並びに関係機関等との連携調整等を行うことにより、保健・福祉サービスを総合的に提供する。	

事業名	寡婦(寡夫)控除みなし適用(新規掲載事業)	掲載事業番号:264、282
事業概要	税制上の寡婦・寡夫控除が適用されない婚姻歴のない母子家庭・父子家庭について、保育料や各種事業の利用料金の算定にあたり、寡婦・寡夫控除を適用したものとみなして取り扱うことにより、経済的負担の軽減を図る。	

事業名	低所得世帯の子どものための学習サポート事業(新規掲載事業)	掲載事業番号:273
事業概要	低所得世帯の子どもを対象に家庭学習支援を含めた生活支援や居場所作り等を行うことにより、子どもが自立心を持って自らの生活や進路を考える力をはぐぐみ、対象家庭の生活の安定を図る。 具体的な支援内容としては、放課後や長期休暇中における学習塾形式での基礎学力の定着支援、宿題サポートや個別面談に加え、土日を中心としたキャリア教育、受験生補習講座等の課外プログラムも実施する。	



- 教育・保育基盤の整備や多様な保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立を支援する
- 保育士等の研修の実施や資格取得支援により、質の高い教育・保育サービスを提供する
- 相談機能や経済的支援の充実により、親となる世代の不安や負担感を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるようにする

## 6 新プランにおける主な掲載事業について

### 基本目標3 子どもと子育て家庭を応援する地域

#### <施策体系>

- (1) 地域の子育て支援力の充実
- (2) 地域における子育て支援施設等の充実

#### <主な掲載事業>

事業名	全市的な子育て支援ネットワークの構築	掲載事業番号:309
事業目的	子育て支援者相互の結びつきを強め、支援者の情報の共有化を図るため、子育て支援活動に携わる関係者が定期的集まって情報交換や意見交換を行うなど、子育て支援の全市的なネットワークの構築に取り組む。	
事業名	すくすくサポート事業	掲載事業番号:187、314
事業目的	仙台すくすくサポート事業事務局が仲介等を行う市民相互の育児援助活動(有償ボランティア活動)で、育児の援助を受ける者(利用会員)の子どもを、育児の援助を行う者(協力会員)が自宅で預かったり、保育施設等への送迎、その前後の預かり、病気回復期の預かり等を行う。	
事業名	地域での子育て支援における人材の活用(新規掲載事業)	掲載事業番号:315、364
事業概要	児童館等での乳幼児親子への子育て支援など、地域での子育て支援において、育児経験の豊富な主婦等の人材を活用し、支援者を育成するとともに、その資質の向上に取り組む。	
事業名	地域子育て支援拠点施設等における利用者支援事業(新規掲載事業)	掲載事業番号:236、313
事業概要	のびすく等の子育て中の親子が集まる場所に相談員が出向き、保育サービス等に関する情報提供や相談支援を行うことで、子育て家庭の状況に応じた適切なサービスの利用につなげるとともに、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	

## 6 新プランにおける主な掲載事業について

### <主な掲載事業(前項の続き)>

事業名	子育てふれあいプラザ	掲載事業番号:226、312、358、370
事業目的	親子が気軽に立ち寄り交流できる場や子育て支援に関する様々な情報を提供し、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供するもので、本市の子ども家庭支援ネットワークの中核施設として、地域の子育て支援施設、機関及び関係者との連携と事業支援を図る。	

事業名	保育所地域子育て支援事業	掲載事業番号:240、316、359、371
事業目的	地域の全ての子育て家庭を対象に、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施などを行うとともに、保育士が直接家庭を訪問して子育てに関する相談に応じるなど、子育て家庭への支援を充実する。	



- 地域において子どもと子育て家庭が交流・相談できる場を充実させ、子育て家庭の不安や負担感を軽減するとともに、孤立化を防止する
- 地域住民の協力のもと、子どもと子育て家庭を見守り、支えるネットワークを構築する

## 7 新プランにおける掲載事業数について

### ○新プランにおける掲載事業数

		現行プラン	新プラン
掲載事業総数 (再掲含む)		335事業	380事業
実事業数		200事業	214事業
	子供未来局所 管事業	84事業(21事業)	119事業(49事業)
	他局所管事業	116事業(6事業)	95事業(4事業)

※( )内は新規掲載事業数(新規掲載事業数には、現在のプランに掲載していない既存事業も含む)

※他局所管事業の掲載数が減っているのは、広く市民等を対象とする事業を掲載しないこととし、幼児期の教育・保育や、地域の子育て支援に関する事業を中心に掲載することとしたため